

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市計画局	課・担当	建築指導部 監察課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権名	簡易代執行に要した費用	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-------	------	-----------	-------------	-----	-----	-------------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ+ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ+コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	357	0	357	0	0	0	357	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	357
平29実績	357	0	357	0	0	0	357	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	357
平30当初目標	357	0	357	357	0	357	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
平30実績	357	0	357	0	0	0	357	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	357
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	357	0	357	357	0	357	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								合計 ①~⑯			
	③-C	③-D	③-E、F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑫	⑬	⑭	⑰	⑱					
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
状況	強制公 非強制公・私債権	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種催告に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を待ったが、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を待ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①~⑨計	債務者名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩~⑱計	合計①~⑱
過年度	件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
残高		0	0	357	0	0	0	0	0	0	357	0	0	0	0	0	0	0	0	357
現年度	件数										0									0
残高											0									0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	357

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	相続財産管理人による売却に向けた手続き中。	-
取組実績	相続財産管理人から債務承認書(平成30年9月13日付)を受領し、消滅時効の中断がなされている。引き続き、相続財産管理人による売却に向けた手続き中。	-
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産管理人の申立ての際に必要な予納金が約100万円と高額である。 ・申立てから清算が完了するまで時間を要する(今回の案件:約1年半の見込み)。 ・申立てしても土地が売却できず、債権の支払い、予納金の返戻がない場合がある。 	-
改善策	-	-

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	引き続き、相続財産管理人による売却に向けた手続きを行う。	-

未収債権の目標及び具体処理策

所属	都市計画局	課・担当	建築指導部 監察課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権名	行政代執行に要した費用	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	-------	------	-----------	-------------	-----	-----	-------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
平29実績	0	0	0	0	0	0	0	-	-	1,500	0	0	0	1,500	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1,500
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
平30実績	1,500	0	1,500	0	0	0	1,500	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,500
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	1,500	0	1,500	1,500	0	1,500	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権											整理債権						合計 ①~⑯			
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑧ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯	整理債権 ⑩~⑯ 計				
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明で所在など調査中	差押手続中のもの又は又は交換要求中のもの	差押え後、換価手続中又は又は交換予定のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約により、債務者の資力回復を待つため、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納契約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	
	非強公・私債権																				
過年度	件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
残高		0	0	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500
現年度	件数																				0
残高																					0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。) ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債権の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯	30年度末 時点の 債務者数 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30px; margin: 0 auto;">1</div>	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高 (上記2の表のテ)	1 1,500
---	--	---	----------------

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	納付の督促を行い、督促しても納付されない場合、差し押さえ手続きの開始(資産調査等)。差し押さえ資産等が無い場合、代執行用地の差押え手続き(公売による費用の回収)を試みる。	-
取組実績	各金融機関及び生命保険会社に対し債務者の個人口座や保険契約の状況を照会。	-
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者が生活困窮者であること。 ・財産調査を行った結果、現時点において債権回収を見込める財産が存在しないこと。 ・代執行を行った土地が建築基準法に基づく道路に接していないため、土地の評価額が低く、単体での売却が難しい。売却できたとしても全額回収できる見込みが薄い。 ・土地の売却にあたり、土地の名義を債務者に変更する手続き、土地の測量費用、土地評価などに係る費用が発生し、債権額が増加することが懸念される。 	-
改善策	債権回収の見込みは薄いですが、今後も他の制度等を活用し、回収できないか検討する。	-

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	負債が増えても用地売却に向けた手続きを行い、債権の一部でも回収に向け進めていくのか、それとも債権回収見込みなしとして不能欠損とするのかの判断を行う。	-